

令和2年7月27日

第138回 遠野市農業委員会総会議事録

第138回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年7月14日
告示番号 遠野市農業委員会告示第10号、第11号
会議年月日 令和2年7月27日
会議の場所 あえりあ遠野 交流ホール
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 5番 佐々木誠一

会議に出席した職員 事務局 長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今 英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第138回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第5条第1項の許可処分の取消願に係る専決処分の報
告について
報告第3号 農政専門委員会に付議した事項について
議案第23号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第24号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第25号 農用地利用集積計画の決定について
議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第27号 令和2年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に関
する要請決議」提案事項について
協議第1号 令和2年度家族経営協定の推進について
協議第2号 農地利用最適化推進委員募集要項（欠員補充）（案）につ
いて

開会時刻 午前10時

議 長	<p>本日はお忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。開会に先立ちまして、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。先唱を6番、佐々木恵美子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】</p> <p>本日の出席委員は17名であります。定足数に達しましたので、第138回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、5番、佐々木誠一委員からは欠席の届出があり、9番、綱木秀治委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議 長	<p>【会長報告】</p> <p>続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。遠野市農業委員会事務事業経過報告書をご覧くださいと思います。</p> <p>6月30日、盛岡の産業会館におきまして、令和2年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会が開催されております。なお、県の農業会議の会長さんが交代してございます。</p> <p>7月10日、民宿りんどうにおきまして、令和元年度遠野地域農業機械銀行通常総会に事務局長と参加してございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長 事 務 局 長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局長に説明をいたさせます。</p> <p>事業経過報告書をご覧ください。</p> <p>6月30日、遊休農地解消活動といたしましてエゴマ定植を行いました。</p> <p>6月30日、アスト通信収録を行いました。</p> <p>7月7日、令和2年度第1回家族経営協定推進会議を開催しました。</p> <p>7月10日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>7月14日、令和2年度第1回農政専門委員会を開催しました。</p> <p>7月16日、農地転用等現地確認調査を実施しました。</p> <p>7月17日、令和2年度第2回農政専門委員会を開催しました。</p> <p>7月19日、●●●●農地利用最適化推進委員の葬儀に参列してございます。</p> <p>7月20日、地域農業マスタープランの実質化・実践に向けたプラン毎担当者研修会をあえりあ遠野で開催しまして、農業委員さん、推進委員さんが出席されております。</p> <p>7月21日、令和2年度第4回遠野市農業委員会運営委員会を開催しました。</p> <p>7月22日、アスト通信の放送日でした。</p> <p>本日、7月27日、令和2年度農地パトロール出発式を行いました。そして、総会。この後、第1回農業委員会だより編集委員会会議を開催します。</p> <p>7月28日以降の主な行事予定です。</p> <p>7月28日から8月12日まで、令和2年度地域農業マスタープラン地区検討会が開催されます。</p> <p>7月29日から8月7日まで、令和2年度農地パトロールが実施されます。</p> <p>8月11日、農地法等申請締切日です。</p> <p>8月17日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>8月20日、令和2年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会。</p> <p>8月21日、令和2年度第5回運営委員会。</p> <p>8月25日、第139回です、139回に訂正お願いします。第139回農業委員会総会をあえりあ遠野中ホールで開催して、その後、最適化推進検討会を行う予定になっております。</p> <p>8月上旬に第2回農業委員会だより編集会議を開催する予定です。</p> <p>報告は以上です。</p>

議 長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分^の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>1 ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分^の報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。備考欄の方の死亡によりまして取得者が農地を取得したという内容です。 番号1番、奥さんが農地を取得いたしまして管理されるというものであります。中には担い手に貸している農地もございます。 番号2番、息子さんが農地を取得いたしまして管理されるという内容です。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 次に報告第2号、農地法第5条第1項の許可処分^の取消願に係る専決処分^の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>2 ページです。報告第2号、農地法第5条第1項の許可処分^の取消願に係る専決処分^の報告についてです。農地法第5条第1項の許可処分^の取消願について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。 番号1番、参考欄に書かれているとおりですが、自己住宅を建築する計画でありましたが、家族の介護が必要となり建築を断念したということで、今回、農地転用の取消願を出されたものです。以前、この他にも1件ありまして、そちらのほうは前の総会で取消願が許可されていましたが、今回の部分がまだ手続きされておりませんでしたので今回、取消願が出されたものです。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 次に報告第3号、農政専門委員会に付議した事項について報告します。「令和2年度岩手県農業委員会大会への要請提案事項」、及び令和2年度の活動計画について、7月14日に開催した令和2年度第1回農政専門委員会及び7月17日に開催した第2回農政専門委員会での協議の結果について、佐々木誠一農政専門委員会委員長から報告を受けました。</p> <p>本年11月11日に開催が予定されている岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に関する要請決議」提案事項については、本年3月に閣議決定された国の新しい「食料・農業・農村基本計画」を踏まえて取りまとめるよう岩手県農業会議から通知があったもので、担い手が将来安心して農業を継続できるように現場の生の声を大会へ届けたいという思いで検討を重ねて取りまとめたとのことでした。要請提案事項については、この後、議案第27号でご審議いただきます。</p> <p>また、活動計画については、今年度は市の総合計画やタフビジョンの見直しの年となっていることから、市から講師を招いてこれらの研修を行うこと、並びに、これから本格的に始まる地域農業マスタープラン実質化のための話し合い活動を通じて農業</p>

	<p>者の声を取りまとめ、市へ「意見書」を提出するよう活動していくこととしたとのことでした。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて総会への報告といたします。農政専門委員会の皆様ご苦勞様でした。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p> <p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に7番、新田佐悦委員、8番、河内克倫委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>3ページ、4ページです。第138回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、10件、99,473.17㎡。</p> <p>利用集積、8件、36,451㎡。</p> <p>法第4条、なし。</p> <p>法第5条、2件、1,473㎡。</p> <p>適用外、なし。</p> <p>法第18条第6項、なし。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第23号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>5ページ、6ページです。議案第23号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、両者はこれまで基盤法で賃貸借契約していましたが、期間満了により農地法第3条での貸し借りをするものです。</p> <p>番号2番から4番、譲受人は同一であります。家族間の使用貸借となります。譲受人は認定農業者ですが、祖父の農業者年金受給に伴う使用貸借の再設定と合わせ、父及び母名義の農地を使用貸借するものであります。</p> <p>番号5番、譲受人は今年4月に就農し、規模拡大のため賃貸借で借り受けるものです。</p> <p>番号6番、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借の再設定です。</p> <p>以上6件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区の菊池久康です。借受人は専業農家で、長芋を栽培するということで、きちんと管理されているのでよろしいかと思っております。以上です。</p>

議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	5 番です。先ほど事務局からも説明がありました。記載されている若い担い手であります。水田の管理も丁寧に行われております。農業に対する意欲にあふれ、前任の借受人が高齢でもあったためその後を譲り受けて取り組んでいるものであります。以上です。
議 長	ご苦労様でございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 23 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 3】 次に日程第 3、議案第 24 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	7 ページです。議案第 24 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第 1 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号 1 番、譲渡人は高齢により耕作できないため譲受人に譲り渡すものです。譲受人は農地所有適格法人であります。 番号 2 番、譲渡人は田の畦畔部である当該地を隣接する田の所有者に贈与で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。 番号 3 番と 4 番、所有者死亡、相続人不存在により、相続財産管理人に選任された譲渡人が相続財産を整理するためそれぞれ売買で譲り渡すものです。売買の相手方及び売買価格については裁判所の審判を受けております。 以上 4 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区担当の菊池勝です。7 月 16 日に現地確認しました。事務局 3 名と農業委員 2 名、推進委員 2 名の計 7 名で現地確認をしまして、1 番は高齢のために管理できないということでしたが、譲受人の方で普段から草刈等の管理をしていたということなので、特に問題ないと思います。2 番ですが、畦畔部分だけなので問題ないという判断でございます。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●の似田貝でございます。16 日に農業委員 2 名、推進委員 2 名、事務局 2 名、計 6 名で現地を確認しました。事務局が説明したとおりでございますけれども、3 番は譲受人の家のそばでございます。特に問題もございません。4 番の譲受人は認定農業者です。8 ページの 3 番にございますけれども、牧草地として借り受けている場所の一部分を譲り受けたということでございます。以上でございます。

議	長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
8 番 委 員		1 番につきまして質問いたします。1 番の譲受人は適格法人だということですが、適格法人の報告、内容の修正みたいなものは法律があるのでしょうか。また、その確認は随時しているのでしょうか。
事務局次長		適格法人ですので報告書の提出をいただいております。年に 1 回提出することで、事務局で要件を確認しております。今回は 3 条ということで、要件は改めて確認が行われております。
議	長	よろしいですか。
8 番 委 員		はい。
議	長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 24 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第 4】 続きまして日程第 4、議案第 25 号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長		8 ページです。議案第 25 号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は、利用権設定の新規が 8 件となっています。 番号 1 番、契約期間 10 年の賃貸借権設定です。 番号 2 番、契約期間 10 年の賃貸借権設定です。 番号 3 番、契約期間 10 年の使用貸借権設定です。 番号 4 番、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。 番号 5 番、契約期間 10 年の賃貸借権設定です。 番号 6 番、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。 番号 7 番、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。 番号 8 番、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。 申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 25 号は原案のと

	<p>おり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第 5】</p> <p>続きまして日程第 5、議案第 26 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p> <p>10 ページです。議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第 5 条第 3 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、本案件は 6 月の総会に上程し、7 月 8 日付で農地転用事業計画変更の承認を受けた案件でありまして、自己住宅の建築を目的とした転用です。申請人は現在実家に両親と同居していますが、子供の成長と共に手狭となったため、申請地を購入し自己住宅を建築するものです。申請地は実家に比較的近い場所にあり、市街地及び子供の学校に近く生活の利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は第 1 種農地ですが、既存集落に接続して設置されるものであり、一団の農地を分断する恐れがなく、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。事業費は融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されるものです。</p> <p>番号 2 番、■■■■■建築を目的とした転用であります。申請人は妻と 2 人で■■■■■を開業するため、妻の父から使用貸借し、■■■■■を建築するものです。申請地は 10ha 以上の一団の農地の中に存する農地で第 1 種農地ですが、自宅に隣接しており、申請人が■■■■■の仕事と家事、育児を両立したいため、適地として選定したものです。申請地は令和 2 年 5 月 8 日付で農業振興地域からの除外決定がなされており、農地を分断する恐れがなく集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。事業費は全額自己資金で確保する計画で、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>以上 2 件について、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	
議 長	
農 地 係 長	
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>番号 1 番については、譲渡人は●●の●●●出身で、●●在住となっておりますけれども、事務局が説明したとおりでございます。特に付け加えることはございません。番号 2 番についても、先ほど事務局が説明したとおりでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1 2 番 委 員	<p>12 番、鈴木です。1 番の件ですけれども、2 ページ 1 番と同じ人ですが、●●町●●に住宅を建築しようとしたけれども家族の介護のために建築を断念したということでしたが、新しく建てるということですが、建てることには差し支えないということですが、2 ページの理由が別の土地に建てるために●●の方はやめましたということではなかったわけですか。</p>
農 地 係 長	<p>お答えいたします。報告の方で 5 条の取り消しの申請をした案件につきましては、平成 29 年 11 月 13 日に当初、松崎町の当該地に建築する予定で転用許可を受けたあと</p>

	<p>に家族の介護が必要となったため、平成 31 年 4 月 16 日にもう 1 筆の方につきまして許可取り消しをしておるものです。本来であれば平成 31 年 4 月 16 日に同じく今回許可取り消した分についても取り消しするべきものでしたが、こちらの部分について申請者が失念しており許可取り消しの手続きをしていなかったため、今回申請が上がってきたものです。今回の 10 ページの申請につきましては、一度、自己住宅の建築は断念したのですが、時が経ち、家族の介護等の問題が解消いたしまして、また、自己住宅を建築するというので、今回の申請地を購入し転用申請が出されたものであります。説明は以上です。</p>
議長	よろしいですか。
12 番委員	はい。
議長	<p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 26 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	<p>【日程第 6】</p> <p>続いて日程第 6、議案第 27 号、「令和 2 年度岩手県農業委員会大会への『農業施策の充実に関する要請決議』提案事項について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>11 ページです。議案第 27 号、令和 2 年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に関する要請決議」提案事項についてです。当農業委員会として、別紙のとおり上閉伊地方農業委員会連絡会へ報告しようとするものです。読み上げてご説明いたします。</p> <p>令和 2 年度農業委員会大会要請提案事項</p> <p>I 農地等の利用の最適化の推進に関する事項</p> <p>1 「食料・農業・農村基本計画」に基づく具体的施策の展開</p> <p>新しい基本計画の中では、今後 10 年先に「経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、意欲ある農業者が安心して経営に取り組めるようにする」、「効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うようにする」という将来の姿が繰り返し述べられている。</p> <p>担い手不足や耕作放棄地・荒廃農地が増加する中、それら課題を解決でき、担い手が将来、安心して農業を継続できるよう、具体的な施策を展開すること。</p> <p>2 農地の集積・集約化対策の充実強化</p> <p>(1) プランの実質化に向けた支援の継続</p> <p>地域における話し合いを通じた実質化の推進活動に必要な人件費等事務経費の支援を継続し、さらに充実強化すること。</p> <p>(2) プランの実践を促進するための施策の構築</p> <p>実質化されたプランの実践活動には、改正農業委員会法による新体制移行時には想定されていなかった業務量が予想されるため、現場活動を行う委員の設定や報酬の見直しなど、実践活動を促進するための施策の構築を図ること。</p> <p>(3) 荒廃農地対策の強化</p> <p>中山間地域では「出し手は多いが、借り手が少ない」などの課題があるため、全国の中山間地域における、この課題の解決事例の紹介や手引き書の作成など、推進策の</p>

調査研究により対策を講じること。

なお、大型機械が入ることができない未整備の地域、担い手のいない地域等、農地の集積・集約化が困難な地域においては、家族で農地を守ることができるよう「小規模農家」に対して本格的に助成措置を講じること。

(4) 農地中間管理事業関連対策の充実強化

中山間地域では、小規模な農業者が地域農業を守っている。この中で認定農業者となるのが難しい農業者であっても、農地中間管理事業の担い手となることができるよう、充実強化を図ること。

また、中山間地域の農地や湿田等の条件の悪い農地を借り受ける担い手に対して、助成措置を講じること。

なお、農地の集積に加え、今後の重要な課題となる農地の集約化を効率的に進めるためのマニュアル作成や農地コーディネーター等を増員配置するための助成などを充実強化すること。

(5) 農業生産基盤の整備促進

基盤整備によって農地の貸し借りが容易になることを理解しながらも、完了まで長い期間を要するため、担い手の高齢化によりあきらめざるを得ない実態がある。

このような中、事業の実施が具体的に進展している地区に対しては、早期に整備が完了して担い手へ集約できるよう、予算を十分に確保すること。

(6) 相続未登記農地の解消に向けた法整備の実施

相続未登記のため、農地の貸し借りができないなどの阻害要件が発生している。現在の耕作者の判断により賃借が可能となるような法整備をされたい。また、相続農地の登記の義務化の法整備をされたい。

3 担い手・経営対策の充実強化

(1) 新規就農者の確保・育成への支援の充実

やる気は十分あるが、行政へ提出する申請書類の作成が難しいため、新規参入のハードルを上げてしまっているケースが多々あることから、支援の充実を図ること。

また、小・中学生を将来の農業者候補として捉え、就業教育の一環として農業について話をしたり、農作業を体験させるような活動が行えるよう制度を充実すること。

(2) 担い手の経営拡大等への支援の強化

人・農地プランの実現に向けて、担い手が将来を見通して、水田作、畑作等の経営拡大に取り組むことができるよう、産地や担い手の発展状況に応じた農業機械・施設導入等の切れ目ない支援、畜産・酪農経営安定対策などにかかる予算を十分に確保すること。

特に、ICTを活用した生産性向上対策、スマート農業加速化対策などは、現場ニーズに応える技術革新を強力に進めるとともに、それら技術を効率的、効果的に導入できるよう、財政面の支援策も含め、広域または共同で農業機械を利用できる仕組みを構築すること。

認定農業者や法人等の担い手が安定して農業経営できるよう、スーパーL資金等、経営規模の拡大や多角化を行う際の融資・助成制度の採択要件の一層の緩和及び申請方法の簡便化を図ること。

さらには、新規就農者の確保、集落営農の経営安定化及び法人化等に向けて、アドバイザー等の指導者の設置に係る財政支援を講じること。

(3) 水田農業対策の充実強化

米穀、麦など我が国の重要な農産物を生産する担い手の経営安定を図るため、「経営所得安定対策」等について引き続き助成水準を維持すること。

「水田活用の直接支払交付金」については、農業者が安心して飼料用米生産等に取り組むことができるよう、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に確保すること。

4 農業委員会組織に対する支援の充実

(1) 農業委員会組織関係予算と事務局体制の充実強化

農業委員会組織の基礎的経費を支援する「農業委員会交付金」及び「農業委員会ネットワーク機構負担金」について、改正農業委員会法に基づく農業委員会業務を適切に実行するために必要な予算を十分に確保すること。

平成 28 年 4 月 1 日の改正農業委員会法施行に伴い必須業務となった農地利用の最適化の推進、農地台帳の法定化と公表、そして今後取り組んでいくプランの実質化の実践など、農業委員会組織の業務は質・量ともに増大している。

これら業務に適切に対応できるよう、農業委員会事務局の体制を強化するとともに、農業委員会を支援する農業委員会ネットワーク機構の体制を強化するために必要な予算を十分に確保すること。

また、農業委員会へ派遣する専門職等の育成及び配置の措置を講じるとともに、それらの養成等への助成制度の確立を図ること。

(2) 機構集積支援事業の拡充・強化

「機構集積支援事業」は、農業委員会による農地の有効活用を図るための支援、農業委員・農地利用最適化推進委員のスキルアップ及び農業委員会業務の強化に向けた研修、農地法に基づく事務の適正実施に欠かせないことから、必要な予算を十分に確保すること。

(3) 農業委員の人材確保と活動体制の強化

改正農業委員会法による新体制移行時に懸念されたことであるが、認定農業者であることが要件とされたことにより、プロ農家である農業委員への負担が、年々より多くの活動を求められるようになってきているため増している。また、総会を主とする農業委員と現場活動を主とする農地利用最適化推進委員という当初の想定と異なり、両委員が連携して農地利用最適化活動のための「地域推進班」を編成して活動するため、両委員とも負担が大きくなっている。

このような実態を踏まえた法改正並びに人材確保及び活動体制の対策を講じること。

(4) 農業委員会業務の I C T 化の推進

現場活動に G I S のタブレット端末やドローンを導入し、正確性や効率化が図られるよう、財源の支援など I C T 化推進を早急に進めること。また、今後予定されている農地地図の統合や電子申請の開始に合わせて、農業委員会の窓口でも、現在の手書き申請から短時間のタブレット操作で申請できるなど I C T 化の研究を行い、全国標準のシステム構築を図ること。

II 中山間地域等条件不利地域対策の充実

1 所得保障等新たな支援制度の創設

人材獲得競争が激化し、新たな担い手や農業の現場に必要な人数を確保していくため、他産業と遜色ない働きやすい環境を整えることとともに、所得面でも、他産業との差額を一定程度保証する新たな支援制度の創設を図ること。

特に、自然・社会的条件が厳しい中山間地域において、担い手が定住し、農業の再生産が可能な所得が確保され、地域の農業・コミュニティが維持できるよう、自然・社会的条件不利を踏まえた所得保障的な新たな支援制度を構築すること。

また、新規就農者が増えるよう様々な農業の魅力や就農情報がメディアや SNS 等で発信されるよう情報発信を強化すること。

2 日本型直接支払制度の予算確保と地方財政措置

農業・農村の多面的機能の維持・発展を図るとともに、共同活動を通じ、担い手農家への農地集積等の構造改革を後押しするため、「日本型直接支払制度」の取り組み拡大に向け十分な予算を措置すること。また、多面的機能の発揮による効果は、国民全体が享受することから、県や市町村の財政負担軽減のための財政措置を充実強化すること。

3 中山間地域の農地の集積・集約化対策の充実強化

高齢化率の高まりや、急峻かつ狭隘で農業機械も運用できない耕作条件不利地では、耕作をあきらめる農業者もいる。また、中山間地域での基盤整備では、耕作面積と同程度の法面ができ、草刈り等の法面維持管理が大変となっている。3 度以下、4～6 度、7 度以上など、傾斜度による法面の維持管理の助成を充実強化すること。

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度は、条件不利地において農地を保全・維持していくために欠くことのできない制度でありその効果は多大であるため、十分に予算を確保すること。

なお、両制度とも、積極的に活動を行っている地域ほど事務処理が複雑多岐にわた

るため、事務処理の簡便化及び地域の事務局養成講座や事務委託の経費助成など、制度を充実強化すること。

4 野生鳥獣被害防止対策の充実強化

有害鳥獣による農作物の被害は、生産意欲の減退、耕作放棄地の増大につながっており、被害対策に費やす農業者の負担は年々増加している。また、高山植物をはじめ自然生態系への影響も深刻化している。

既に講じられている対策に加え、個体数を大幅に減少させる手段として、自衛隊退役者や警察官退職者等に狩猟免許取得を斡旋して狩猟免許取得者を増員し、国の事業として大駆除隊を構成し、通年で徹底した駆除を図るなど、新たな対策を講じること。また、振興局単位の駆除後の鳥獣処理施設を整備することやジビエとして活用するための施設整備、効果的な捕獲方法についての調査研究など、ハード・ソフト両面から抜本的な対策を講じること。

5 地域づくりと多面的機能

中山間地域における農業は、特にも地域づくりと密着しており、食料の生産とともに、国土の保全、景観の形成、文化の伝承などの多面的機能を発揮している。農村を維持し、次の世代に継承していくため、農業・農村の活性化施策を総合的に講じること。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症の拡大に対応した農業経営への支援

1 経営継続のための支援の充実

新型コロナウイルスの影響が次年度以降も続くことを想定し、農業者が安心して農業経営を継続できるよう、経営資金支援などの充実を図ること。

2 セーフティーネット対策の充実

収入保険制度に多くの農業者が加入し、セーフティーネットとしての役割を果たせるよう、新型コロナウイルス感染症など突発的な収入の大幅減の場合には農業者の負担を軽減するとともに、一定割合以上の販売額の減少については次年度の基準収入の算定に含めないなど、十分な補償が受けられるよう制度の改善・充実を図ること。

3 生産資材の安定確保

新型コロナウイルス感染症が世界に拡大する中で、肥料や農薬などの輸入生産資材の確保について、生産国の状況や輸送環境などの監視体制を強化するなど、輸入の安定化対策を講じること。

Ⅳ その他重要施策の推進

1 東日本大震災津波・原発事故への対応と大雨等災害対策の充実強化

(1) 東日本大震災津波・原発事故への対応

被災地では、農地がほぼ復旧され、集落営農法人等による新たな農業が展開されてきているが、組織運営や栽培技術の習得など様々な課題を抱えており、地域農業の復興のため、それぞれの地域や組織の実情に応じた対策を引き続き措置すること。

依然として風評による農産物価格下落等の被害が根強いことから、農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動の継続、販路開拓等の、県、市町村、生産者団体等が取り組む風評被害対策に要する経費の全面的かつ継続的な支援を講じること。

さらに、輸入規制を継続している諸外国・地域に対する規制措置について、科学的根拠に基づき、早期撤廃するよう働きかけを強化すること。

(2) 大雨等災害対策の充実強化

近年、地震、大型台風、集中豪雨等による自然災害が多発するとともに、これまでの想定をはるかに超える被害が発生していることから、被災時に復旧・復興に向け迅速な対応が図られるよう万全の策を講じること。また、国土強靱化対策の予算を十分に確保すること。

2 国際農業交渉への適切な対応

国際農業交渉の合意に伴う、農業への影響を継続的に検証し、国民に引き続き丁寧な情報提供を行うとともに、農業者が希望を持って経営に取り組むことができるよう、体質強化や経営安定などの施策について、確実に実施すること。

また、今後の国際農業交渉にあっては「多様な農業の共存」が図られる貿易ルールを基本に、農業の再生産が可能となり持続的発展が実現できるよう、重要品目をはじめとする農産物等の国境措置を確保すること。

	<p>3 食育と食の安全・安心の推進対策 農産物の地産地消を一層推進するとともに、「食の大切さ」を学びから習得できるよう、教育の一環として各学校に農園を整備し、農業体験をするなど、食育教育の充実強化を図ること。</p> <p>また、JAS（日本農林規格）やGAP（農業生産工程管理）、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）などの食品安全規格・認証制度について、広く周知するとともに、農業者の取得に向けた支援措置を引き続き講じるように国に要望すること。</p> <p>4 植物品種等の海外流出防止対策 我が国で開発された優良な植物品種が海外へ持ち出され、育成者権が侵害されることがないように保護の強化に取り組むこと。また、優良な家畜遺伝資源の保護の強化に取り組むこと。</p> <p>内容は以上となっております。なお、上閉伊地方農業委員会連絡会で取りまとめを行って、8月24日に沿岸広域圏の監事である宮古市農業委員会へ報告を行う予定となっております。さらに、沿岸広域で取りまとめられたものが岩手県農業会議へ報告されるものとなっておりますので、申し添えます。以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しました。10分間休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>休憩前に続き、会議を再開いたします。先ほど説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
12番委員	<p>12番、鈴木です。4ページですが、『農業委員の人材確保と活動体制の強化』のところですけども、7行目のところで「このような実態を踏まえた法改正」となっていますが、これはどのように法改正をしてほしいのか聞かせてほしいのですが。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p>
事務局 長	<p>この中の法改正というのは、農業委員会法が施行されて今度は見直しの時期に入っています。そういう機会があるというのが1つです。新体制に伴って実際、農業委員会で活動されていく中でいろいろな課題等感じているわけです。よって、そういうのをとらえて改正できるものは改正していただきたいということです。具体的に申し上げますと農業委員、農地利用最適化推進委員と、委員が2つでやっているわけですが、それが果たして適切なのかとか、あるいは、「人・農地プラン」の関係でコーディネイト役をすとか、改正するときにはなかったようなことも具体的に示されてきております。全国的に共通するものではないと思いますが、そういったこともあるものですから農業委員会法改正という機会をとらえて、活動を充実させるためにも改正できるものは改正したほうがいいのではないかとということで、こういう表現をしました。</p>
議 長	<p>12番、鈴木委員、よろしいですか。</p>
12番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他、質疑ございませんか。</p>
15番委員	<p>5ページの中山間のところですけども、ちょっと話をしたいなと思ったのですが。</p>

<p>事務局 長</p>	<p>5行目に中山間直接支払いということで、条件不利地を維持して効果が出ていますとあるのですが、今回、5年期間のセンサスの関係でその地区が荒廃農地の5%以下になった場合は低い傾斜は対象にならないというが出てきています。その事業があったのでそこを今まで4期ずっとやってきて、解消になったことはなったのですが、広い面積のところは今度は外れるということになるとせっかくやってきた部分が、約半分が、管理維持できなくなるということで、逆に荒廃農地が増えるということがあるかと思うのですけれども。センサスだけではなくこういう機会に国の方に話をさせていただいて、市町村で話をさせていただかなければ駄目だと思って話をしました。</p> <p>ありがとうございました。中山間の制度が改正されて緩傾斜地については除かれるというのがあります。市の問題とすると、遠野市の方も農業委員会の方も理由は同じです。緩傾斜地が外れれば荒れていくというのが懸念されますので、やはり国に対する要請、提案は、農業委員会に与えられた権限でもございますので、農業委員会サイドからそういった懸念される部分を国に対して要望していく、提案していくのは妥当だということで、このような表現にしました。たぶん、農林課でも同じ気持ちだと思っていますので、こういう形でやっていかないと中山間地域はさらに荒れていくということになりますので、こういう表現としました。</p>
<p>議 長</p>	<p>15番、菊池委員、よろしいですか。先ほどの話になると、足したほうがいいのではないかという話になったので。</p>
<p>15番委員</p>	<p>そうです。この表現だと「中山間制度は大変いいので、ただ、十分払ってください」と。何に十分払うのか、そこを何かの部分で文言を足してもらえればいいのかという話です。確かにこれはこれでいいかと思えますけれども。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>たぶん、緩傾斜地の部分も助成を強化してくださいということをやっているんで、中山間で制度改正になった部分では緩傾斜地は除かれるということですよ。だから、除くなよということを謳っていました。半分以下、4～6度、傾斜度に応じて助成を充実、強化してくださいということなので、除かれたところをまた復活させるようなことを求めたということになります。センサスの場合は耕作放棄地ですね。ここで言っているのは、中山間地域のことを謳っている中で中山間地域の直接支払制度とか多面的支払制度とかの予算の充実、強化というのを求めていくものです。ちょっと足りない部分とか、さらに加える部分とかは、今は答えられませんので、少し具体的に教えていただければと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>15番、菊池委員よろしいですか。</p>
<p>15番委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>【協議事項】 次に協議第1号、「令和2年度家族経営協定の推進について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>協議第1号、令和2年度家族経営協定の推進について、ご説明いたします。資料ご覧いただきたいと思っております。令和2年7月7日に開催された令和2年度第1回家族経営協定推進会議において、今年度の活動計画を協議していただいて取りまとめたものを提案いたします。</p> <p>1、令和元年度家族経営協定締結状況ですが、元年度は新規が1件、見直し再締結が1件ということで、2件という実績になっております。目標は宮守を1地区として9地区あるので9件としましたが、こういった実績となっております。元年度末の協定締結数は累計で273世帯となっております。地区の内訳は記載のとおりとなっております。</p> <p>2、令和2年度の家族経営協定の推進ということで、目標ですが、新規11世帯としましてその内容の充実に努める、と提案いたします。取り組みとしましては新規協定締結ということで、農業委員さん、推進委員さんで未締結の世帯がありましたらこれを機会に取り組んでいただく。それから認定農業者の方で未締結世帯へ声をかけたり、新規就農者に声かけをする。例年取り組んでいる内容を着実にやっていこうといったところでありまして。それから既存協定の見直しということで、資料に協定締結している方の名簿をつけております。それから認定農業者の方でまだ締結されていられない方の名簿もつけております。各地区にありますので内容の確認をしていただいて、声掛けをしていただければと思います。取り組み期間は、今期は委員さんの任期が最終年度となっていることと、もう少し頑張れたかなという声が会議の中で出ておりましたので、前期、後期の取り組みの中で前期に目標を達成できるように取り組んでいこうという話になりまして、8月17日まで、農地パトロールのような形になりますが、事前に各地区で名簿等確認して、この方に声かけをしようという候補者のリストを出していただく取り組みからお願いしたいと考えております。資料の方に青いカラーの入った家族経営協定締結候補者の事前調査及びリストアップについて、という資料をつけておりますが、めくっていくと候補者リストがあります。これを8月17日までに、各推進班の会議の際に話をさせていただいたりしながら、推進委員さんからは締結がまだだったらやってみようかなとか、うちの地区ならあの方がいいのではないかと、という情報をいただいたりするような形で、推進班の会議の中で話し合いをしていただいて提出していただきたいなという内容であります。8月総会で各班からの状況を事務局で取りまとめて報告して、9月にはもう1回進捗状況を報告しながら、リストを出してから2カ月あるのでその2カ月間に、さまざま農地パトロールとか忙しい時期にはなりますが、家族経営協定の方もご協力いただいて、10月末には何件締結していますという状況を報告できるような形で進めていけたらと思ひまして、ご協議お願いしたいと思います。</p> <p>3、添付資料で、今日、班長さんのところに家族経営協定の関係でお配りしております。この後の班の話し合いの時に活用して話し合いをしていただければと思います。以上です。ご協議よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
<p>9番委員</p>	<p>確認ですが、●●の場合ですが、家族1人とか施設に入っている人とか、それも家族協定できますか。</p>
<p>議長</p>	<p>1人世帯での家族経営協定できるのかということですね。</p>
<p>9番委員</p>	<p>施設に入っているとかで、これからも入れることができないとか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>1人世帯でも例えば子供がいるとか、別に暮らす子供が農業に携わるという場合も家族経営協定は締結できます。現実的に、優先順位からすると、1人世帯とか経営協定が締結できそうにないものについては省いて結構です。できるようなところを優先して、1件でも2件でも家族経営協定を締結して、役割分担を明らかにして、農業経営に結び付けられるようにしていければいいと思います。</p>

	説明は以上です。
議長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
12番委員	12番、鈴木です。確認しますけれども、今回募集するわけですから、公表の期間が過ぎてから選考委員会を開くわけですが、選考委員会を開いて決定するというわけですから、推進委員は農業委員会で推薦するとなっているわけですから、そうすると9月上旬に臨時総会か何かを開いてから正式決定になるということですか。
事務局長	9月の総会の後に、総会に推進委員の議案をかけて、その後に委嘱ということになるかと思います。
議長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第2号、「農地利用最適化推進委員募集要項（欠員補充）（案）について」は提案のとおりとすることといたします。
議長	【その他】 その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	進みます。それでは、事務局から。
事務局次長	それでは、その他。事務局からお配りしていました資料の関係でご説明いたします。資料の一覧ということで、お配りしていたものに一覧表を付けていました。岩手県農業会議から、コロナウィルスの関係で2つ。7月10日以降における留意事項。それから感染防止に向けた取り組みということで、2件お配りしております。それから、農業委員会の研修テキストということで、皆さんも新任で研修を受けられたときにテキストをご覧になっていただいていると思いますが、その解説動画ができましたということで、●●●●●●でアップされたようです。その案内がありましたのでお配りしております。それから、あと印刷物で、農業会議通信の65号をお配りしています。表紙に、会長の方からお話しがありましたけれども、岩手県農業会議の会長さんが新しくなりましたということでお写真が載っています。参考にご覧になっていただければと思います。それから、河内委員さんから情報提供がありました。令和2年度の米等の作付け意向の農林水産省の関係資料。それから、おいしい米コンテストということで情報提供いただきましたのでお配りしておりました。あとは農業委員会から活動報告書の用紙をお配りしておりました。それから、先ほどもご説明いたしましたが、家族経営協定について班での話し合いの際に、推進委員さん用の資料をまとめて班長さんにお配りしていただきましたのでよろしくお願いいたします。以上です。
事務局長	もう1件あります。農林課の説明は、総会のあとに皆さんに説明させていただきます。報告1件です。総会議事録についてです。これまでいろいろあって作成、公表が遅れておりました。申し訳ございませんでした。令和2年5月25日開催までの総会議事録につきましては7月21日に公表が完了しております。署名が完了し、公表も完了しております。6月総会議事録については

議	<p>同じ7月21日にテープ起こしが完成し、校正を行って、これから署名をいただいて公表することになっております。総会議事録については何とか終わりました。ありがとうございました。報告させていただきます。</p>
議	<p>長 はい、ご苦労様でした。</p>
議	<p>【閉会】</p> <p>長 それでは、以上をもちまして、第138回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦労様でございました。</p> <p>午前11時40分閉会</p> <p>署名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>